

物品配送代行契約書（覚え書き）

代行依頼主・㈱〇〇様（以下甲という）と、代行業者㈱イマジックス（以下乙）とは、代行業務等に関し、以下とおりに契約した。

1) 甲は乙に対し、その所有する商品の発送代行を乙に依頼した。

2) 代行料金等に関しては、別途定める見積書に随い甲は乙に、下記のとおり支払う。

- ・月末締め、翌月末銀行振り込み

3) 乙は、甲の指示に従い、別途甲より指示された内容に基づきすみやかに、商品の発送を購入者に行う。

乙は、別途定める方法で、出荷の状況を甲に速やかに報告する。

4) 個人情報管理に関する項目

甲が提供する個人を特定できる住所、氏名などの情報（以下、個人情報）を乙も管理し、第三者に提供しない。

第三者とは業務委託をする作業員を含まないが、情報を得た作業員は秘密を漏らしてはならない。

もし乙の不備により個人情報が漏洩し、甲が不利益を被った場合、双方の話し合いにより弁済するものとする。

5) 秘密保持に関する項目

甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ・秘密情報を第三者に提供すること。
- ・秘密情報を知る必要のない、甲または乙の役員、従業員等に秘密情報を知らせること。
- ・業務委託以外の目的のために秘密情報を利用すること。

次の各号に掲げる場合、甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報が含まれる全ての書類及び記録（媒体の種類を問わない）を速やかに、相手方に返却しなければならない。

- ・業務委託に関する契約が終了したとき。
- ・相手方から請求されたとき
- ・返却することが困難な媒体に記録された秘密情報については、前項各号の場合、甲又は乙は当該秘密情報を速やかに消去又は廃棄しなければならない。

秘密情報の受領者の不備により秘密情報が漏洩し、開示者が不利益を被った場合、双方の話し合いにより弁済するものとする。

6) 契約期間に関する項目

本契約は契約締結日から1年間有効とし、但し、いずれの当事者も、相手方への書面による通知により、直ちに本契約を解除することができる。

また甲から乙、または乙から甲へ申し出が無い限り1年間延長する。

契約期間終了時、乙は甲から預かった商品を返却する。

その際の送料は契約解除を申し出た方が負担する。

7) 預かり商品の管理に関して

- ・ 乙は甲より発送する商品を一定量預かり保管する
- ・ 保管料は別途定める
- ・ 保管場所は、甲が所有する倉庫、及び乙の管理する場所
- ・ 毎月末の实在庫を、乙は甲に報告する
- ・ 保管時の破損に関する弁済

乙が管理する場所にて、預かり商品が破損した場合は、乙はその代金を甲に弁済する。

弁済する金額は両者の協議によるが、原則甲の仕入れ原価とする。

2011年 月 日